

公募型プロポーザルの実施（公告）

長崎デザインアワード 2026 運営及び販路開拓支援業務の委託候補者を選定するため、公募型プロポーザルを行うので公告する。

令和 8 年 9 月 30 日

長崎県知事 平田 研

1 業務概要

- (1) 業務の名称 長崎デザインアワード2026運営及び販路開拓支援業務
- (2) 業務内容 公募型プロポーザル募集要領に添付の仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和9年3月4日（木）まで

2 プロポーザルに参加する者の資格要件

日本国内に本店または支店（営業所を含む。）を有する法人であること。

また、期日までに公募型プロポーザル参加表明書（別紙様式 1）及び関係書類を提出し、参加資格審査を受けて、プロポーザル参加資格を得ること。

3 プロポーザルに参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第 1 号の規定に該当しない者である。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3 年を限度として知事が定める期間を経過しない者
- (3) 提出書類及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (4) 業務執行に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 原則として 1 年以上の営業実績を有しない者
- (6) この公告の日から見積執行期日までの間において、指名停止又は指名除外の措置を国又は地方公共団体から受けている者又は受けるおそれがある者
- (7) この公告の日及び見積執行期日以前 6 か月以内に、電子交換所で不渡手形若しくは不渡り小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者
- (8) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条又は第 644 条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項の規定に基づく破産手続き開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号又は第 6 号の規定に該当する者
- (10) 長崎県暴力団排除条例（平成 23 年長崎県条例第 47 号）第 33 条の規定により公表されることが決定された者で、当該決定がなされた日から 2 年を経過していない者
- (11) この公告の日から見積執行期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等

排除要綱第4条に基づく排除措置を受けている者

(12) 長崎県の責に帰さない事由により契約が解除され、その解除の日から3年間を経過していない者

4 関係資料の入手場所、期間及び方法

公告及びプロポーザル募集要領等の関係資料は、次に示す長崎県のホームページに令和8年10月9日（金）まで掲載して配布する。

<https://www.pref.nagasaki.jp/object/nyusatsu-chotatsujoho/gyomuitaku/727250.html>

5 参加申込の方法等

プロポーザルに参加したい者は、参加表明書（別紙様式1）及び関係書類を次により提出すること。

- (1) 提出方法 持参又は郵送（書留）とする。なお、郵送の場合は、到着を確認すること。
- (2) 提出先 10に定める機関
- (3) 提出部数 1部
- (4) 提出期間 令和8年9月30日（水）から令和8年10月9日（金）午後5時まで（必着）
※持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までの間に提出すること。

6 参加者の資格審査

参加申込者から提出のあった参加表明書及び関係書類を確認し、確認結果を令和8年10月13日（火）までに申請者へ通知する。

7 企画提案書の提出方法等

別添の募集要領により、企画提案書及び関係書類を次のとおり提出すること。

- (1) 提出方法 持参又は郵送（書留）とする。なお、郵送の場合は、到着を確認すること。
- (2) 提出先 10に定める機関
- (3) 提出部数 6部（正1部、副5部）
- (4) 提出期間 令和8年10月14日（水）から令和8年10月20日（火）午後5時まで（必着）

8 企画提案書の審査

提出された企画提案書及び関係書類について、長崎デザインアワード2026運営及び販路開拓支援業務委託に係るプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）による審査を行い、最優秀提案者と次点者を選定する。

9 契約の締結

長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）の規定により、最優秀提案者と本委託業務についての契約締結の交渉（見積執行）を行う。なお、当該提案者との契約が成立しない場合には、次点となった提案者と契約締結の交渉を行う。

10 プロポーザルに関する事務を担当する機関の名称等

(住所) 〒850-8570 長崎県長崎市尾上町 3-1

(名称) 長崎県 産業労働部 新産業推進課 産地振興担当

(電話) 095-895-2637 (ファクシミリ) 095-895-2544

11 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語、通貨及び単位等は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書4に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。
- (3) 本公告に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令及び長崎県財務規則によるものとする。